

百地山椒大夫・ももちい 利用ガイド



実践的シーン別活用法

名張市産業部観光交流室発行 令和7年9月22日 初版

目 次

1. ももちいの
プロフィール
2. キャラクター
利用のための手続き
3. キャラクター
利用ルール
4. よくある質問→
ノウハウとともに蓄
積していく想定

1. ももちいのプロフィール



1. 名 前

ももち 百地 山椒大夫 (愛称 ももちい)

2. 誕生日

西暦1520年4月20日

3. 任務

- ・二代目「赤目四十八滝の主
- ・観光産業推進キャラクター
- ・修行ミッションは「人々の心を豊かで多様な自然環境へと向けさせ、自然に対する感謝を思い出させる」こと。

4. 相棒

コケ千代 (赤目渓谷の苔の精霊)





もちいのプロフィール

誕生物語編

時は飛鳥時代(650年頃)、赤目四十八滝で修験中の役小角(役行者)は、最上流の滝「岩窟滝」での滝行のおりに巨大なオオサンショウウオに出会った。神通力によりそのオオサンショウウオと話せば、なんとのオオサンショウウオは500年を生きているという。

猫は100年生きると猫又へと変化し、白狐は100年生きると妖狐へと変化、モノも100年経つと付喪神になる。ところがオオサンショウウオは元来寿命が長く100年200年と生きる者もいるため、妖怪変化の兆しもなくただただ年老いたらしい。

不憫に思った役小角は当代一の神通力を使って、そのオオサンショウウオを山椒魚のモノノケへと生まれ変わらせて、新たに1500年の寿命を与えた。モノノケ変化した山椒魚はオオサンショウウオ時代と山椒魚時代を合わせて2千年を生きるのである。

役小角の修験者としての着想発想はここで止まらない。役小角はこの山椒魚を靈場赤目渓谷の守護神つまり「赤目四十八滝の主」と成すべく修験を積ませた。修験のかいあり山椒魚がその妖力を神通力に変えることができた時、役小角は山椒魚に赤目四十八滝の主「山椒大夫=さんしょうだゆう」と名乗らせ、以降の靈場赤目渓谷の守護と修験者たちの導きの役を与えると、そのまま葛城山へと立ち去った。

それからおよそ900年後の室町時代は戦国の世、修験道を極めた山椒大夫は赤目四十八滝を武術修行の場とする者どもに様々な術を授けていた。その者どもが伊賀忍者となり、そこで山椒大夫が授けた術が伊賀流忍術だった。

武術修行を積む伊賀忍者の中に百地と名乗る若者がいた。敏捷な身体能力もさることながら、なによりも自然と真摯に向き合い同化できる才能が山椒大夫の目に留まった。山椒大夫は百地を特別に鍛え上げ、自らの名山椒大夫に因んだ三太夫を与え「百地三太夫」と名乗らせた。

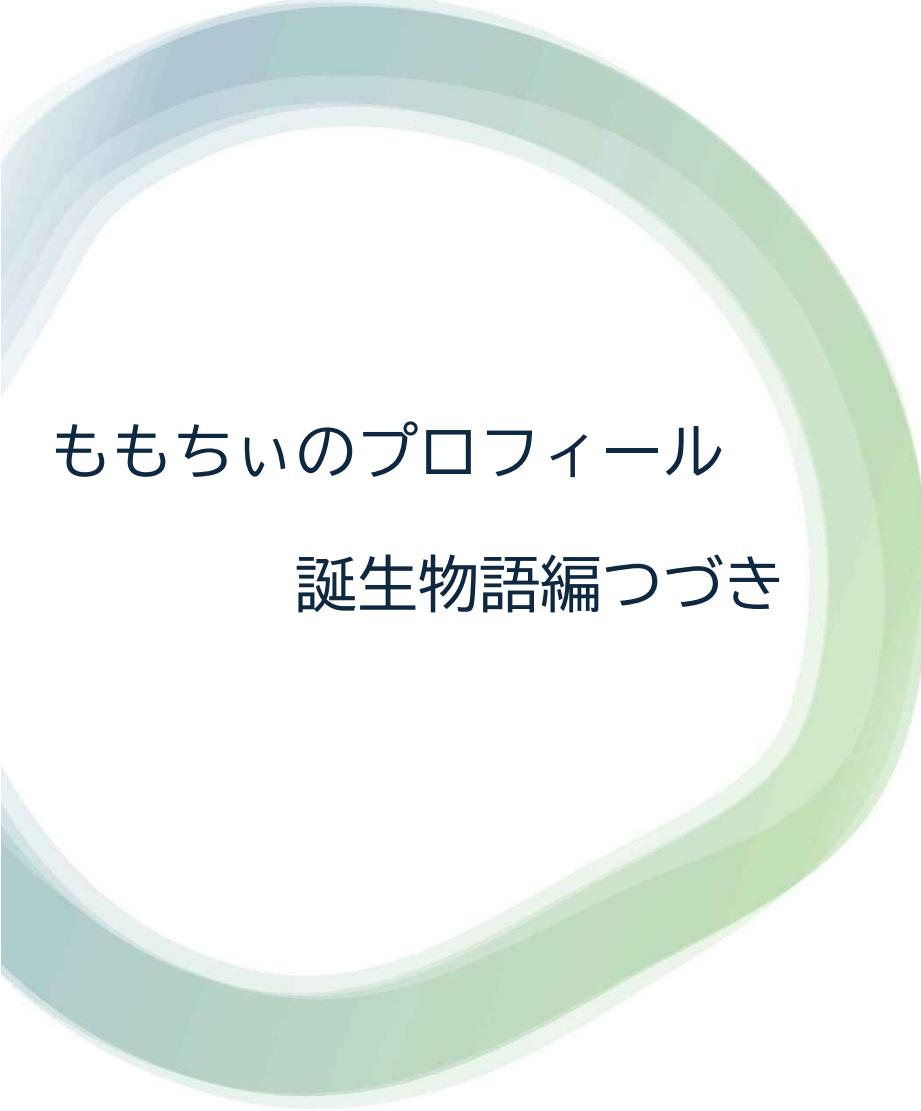
ある日、百地三太夫が岩窟滝で修行をしていると、滝つぼから一尾の若いオオサンショウウオが現れ百地の正面でたたずんだ。百地もオオサンショウウオも互いに目を外さずに動かない。

その気配に気付いた山椒大夫は百地に尋ねた。「おぬしそのオオサンショウウオと意志が通じるのか?」。百地はそうだと答えた。

百地の万物への驚くべき同化能力に感心しつつ、そのオオサンショウウオにも尋常ではない妖力を感じ取った山椒大夫は、このオオサンショウウオこそ次世代の山椒大夫として役小角が遣わせた者だと悟り、二代目山椒太夫として育てる決意をした。

もとよりオオサンショウウオの言葉を解する山椒大夫である。それからは、百地三太夫とオオサンショウウオを共に鍛えた。百地は共に伊賀流忍術に励むオオサンショウウオに自らの姓から取った愛称「もちい」と名付けて可愛がった。

百地三太夫が赤目四十八滝を出て、手強く英知ある忍者として活躍しはじめてからも、もちいの修験は続いた。山椒大夫が察したとおりもちいは長生きだった。百地三太夫が没し、100年経ち200年経ち、本来長く生きるオオサンショウウオの寿命をもはるかに超える300歳を超えて生き続けた。そしてついに山椒魚の物の怪に変化できる500歳に達した令和2年(2020年)、山椒大夫は自らの神通力の全てを振り絞って、もちいをオオサンショウウオから山椒魚へとモノノケ変化させた。



もちいのプロフィール

誕生物語編つづき

山椒大夫は山椒魚となったもちいに、自らの山椒大夫の名と百地三太夫の姓を与えて「百地山椒大夫=もちいさんしょうだゆう」と名乗らせた。さらに生まれ変わった百地山椒大夫を一人前の二代目「赤目四十八滝の主」に育てるための修験を受け始めた。

ただ、百地山椒大夫は500歳を生きてきたものの、モノノケとしては生まれ変わったばかりの幼子である。伊賀流忍術の体術などは身体に染みこんでいるが、モノノケ変化の副作用で姿と精神には幼児後退が起ったようで、姿が幼くなっただけでなく、ついつい自分を「もちい」と言ってしまう癖もある。

さて、百地山椒大夫の修験が始まったその頃、人類界に起ったコロナ禍の波は赤目四十八滝にも影響を及ぼした。人々がさっぱり赤目渓谷を訪れなくなってしまったのだ。

神通力や妖力というものは、人々が靈場の靈力を感じ取った時の信仰心、大自然への感動や畏怖心によって増幅されるものである。それがほとんど無くなったコロナ禍時期は、もちいの山椒魚モノノケ変化に神通力を使い切り、僅かな靈力しか残っていない一代目にはひどく堪えた。

そこで一代目はしばし靈力を蓄えるために靈場深くに籠もることにし、百地山椒大夫には自主修験の一環として人間界への修行に出すこととしたのだった。折よく赤目四十八滝の入口には「赤目滝水族館」が誕生し、山椒大夫たちの生まれ故郷である「岩窟滝」を模した水槽も増設された。百地山椒大夫は当分の間、赤目滝水族館にやっかいになることになった。

百地山椒大夫は生まれ変わってまだ幼く、二代目として修行中の身であるし、時には赤目渓谷から離れた場所に出かけることもあるだろうと考えた一代目は一計を案じた。赤目渓谷の苔の精霊たちの中から、百地山椒大夫がもちい時代から仲の良かった「コケ千代」を呼び寄せ、二代目の相棒として付き添わせることにしたのだ。

苔の精霊たちは、百地山椒大夫がどこにいても赤目渓谷の水気たっぷりの涼風、さらには四十八滝の靈気をも運んでくれる。コケ千代からあふれ出るその爽やかな風は、山椒大夫にはもちろんのこと回りの人間達にも力を与えてくれるはずだ。

こうして忍術つかいの山椒魚にして「赤目四十八滝の主」見習いである百地山椒大夫(もちい)は、苔の精霊コケ千代と共に人間界に姿を現すこととなった。

百地山椒大夫に与えられた修行ミッションは「人々の心を豊かで多様な自然環境へと向けさせ、自然に対する感謝を思い出させる」こと。そのために今はまず、靈場赤目四十八滝への信仰心と観光集客を活性化させるお手伝いを始めたところである。

百地山椒大夫の姿は、赤目四十八滝のそこかしこや「赤目滝水族館」でも見かけるだろう。時には赤目「忍者修行の里」で得意の伊賀流忍術の技を披露しているかもしれない。名張市の観光産業推進キャラクターにも任命されているから日本全国に出かけることもある。

彼の姿を見かけた折りには、ここに記された百地山椒大夫の素性を通して、靈場赤目四十八滝の豊かな自然や、修験道と伊賀流忍術を育んできた奥深い歴史に思いを馳せていただければ幸いである。

尚、本人に声を掛けるならば、彼の二代目主としての修行のためにも、「もちい」ではなく正しく「さんしょうだゆう殿！」あるいは「百地山椒大夫さん！」と呼びかけてあげていただきたい。

2. キャラクター 利用のための手続き



Step1

利用希望者

(キャラクターをそのまま利用)

事前に（必要に応じ事前相談の上）
ももちい利用申請書（様式第1号）
を市へ提出

利用希望者

(キャラクターを改変して利用)

事前に開発するキャラクターを相談の上
ももちい開発利用申請書兼著作権等譲渡
同意書（様式第2号）を市へ提出

Step2

名張市観光交流室

各種ご相談・申請届出先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地
TEL 0595-63-7648 Mail kankou@city.nabari.lg.jp

利用許諾

Step 3

利用希望者

(キャラクターをそのまま利用)

・キャラクター利用開始
速やかに
ももちい利用開始届（様式第4号）
を市へ提出

利用希望者

(キャラクターを改変して利用)

4月に
毎年

名張市観光交流室

3月末日のキャラクター利用状況を
ももちい利用実態調査票（様式第5号）により市へ届
出

利用希望者

2. キャラクター 利用のための手続き

提出書類事前チェックシート編

提出前に申請者ご自身でチェックするためにご活用ください。

様式第1号	様式第2号	様式第5号
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 申請書欄の記載<input type="checkbox"/> 申請者は、氏名を印字する場合押印が必要 ※自署する場合は押印不要		
	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 著作権等の譲渡について3つ全てにチェック<input type="checkbox"/> 署名日を記載<input type="checkbox"/> 署名を自署	
	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 利用開始予定日を記載<input type="checkbox"/> 利用終了予定日を記載（期間未定、商品販売終了までも可）	
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 利用用途を具体的に記載。「○○菓子パッケージに印字」「○○チラシに印刷」<input type="checkbox"/> 利用の目的は(1)～(5)の中から適切なものを選択しているか。<input type="checkbox"/> 特定の企業等の営業等に資する利用は収益性「有」「無」の例：地域イベントの案内板の作成<input type="checkbox"/> キャラクター等を掲載する場所、態様を明示する画像やイラストとなっている。 ※ 併記する物、説明書き、サイズ、色等を明記する。		

3. キャラクター利用のルール

利用が認められる用例

- (1) 市内の事業者（個人を含む。以下同じ。）が行う、地域産品や観光資源のプロモーションを目的とするもの。
例) お土産物のパッケージへの印刷、店舗近隣の観光地をPRするPOPの作成等。
- (2) 市内の事業者が、製造・販売する製品・商品等への利用することにより、市内の産業の活性化を目的とするもの。
例) 飲食提供時のカップへのシール貼り付け、加工食品等のパッケージへの印刷。
- (3) メディア（テレビ・新聞・雑誌等をいう。）が、市内の地域産品、観光資源、事業者のプロモーション等を行い、もって市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (4) 市外事業者が行う、市の地域産品、観光資源のプロモーション等を行い、もって市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (5) 国、県、地方公共団体等の団体が利用するもの

3. キャラクター利用のルール

利用が認められない用例

- (1) 本キャラクターを公序良俗に反する目的で使用すること。
- (2) 本キャラクターの形状や色等を著しく変更・加工すること。
- (3) 政治活動、宗教活動、反社会的活動の目的で使用すること。
- (4) 名張市又は本キャラクターの品位・イメージを損なうような使用をすること。
- (5) 本キャラクターの利用に関して受けた許諾の内容を転貸、譲渡すること。
- (6) 市公式の制作物であると誤解を与える使用をすること。
- (7) 他の事業者及び製品等を比較し、優劣を明示する目的で使用すること。
- (8) その他、市が不適切と判断する目的及び方法で利用すること。

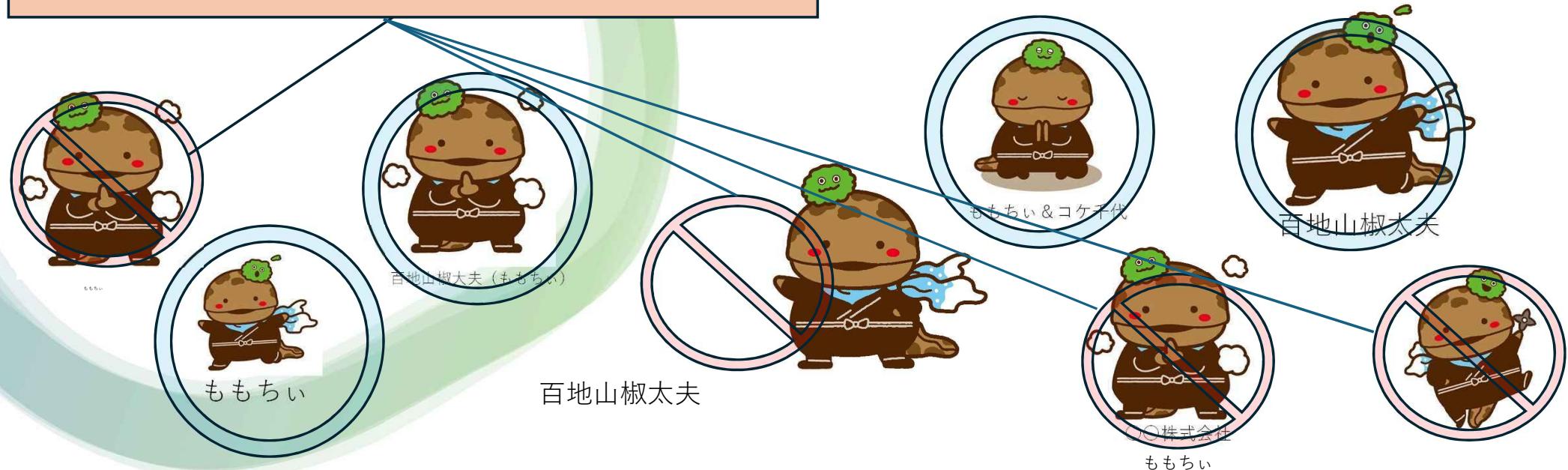
↑ 標記すべき事項（キャラクターの名称）

3. キャラクター利用のルール

～NGの例～

- ・ 名称の表記がない
- ・ 名称の記載が読めない
- ・ 名称の記載が必然性なく離れている
- ・ 民間会社の公式キャラクターと誤認される恐れのある表記形態等の場合は不適切と判断される原因となります。

「百地山椒太夫」又は「ももちい」の表記を行うこと。



3. キャラクター利用のルール

背景の追加、姿・色の変更について

背景の追加、姿・色の変更について

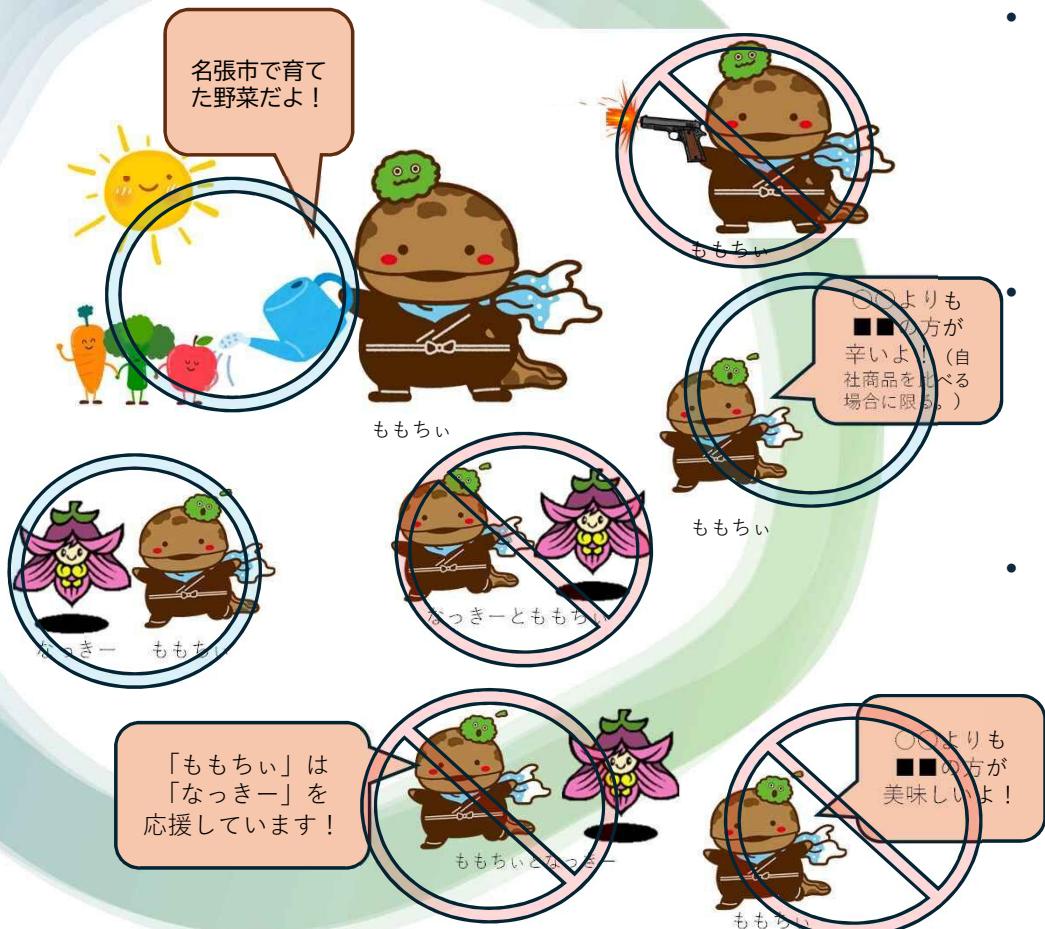
【背景の追加、姿・色の変更について】

- 背景画（イラスト）にももちいを組み合わせる場合、ももちい等の姿（服、装備を含む。）色等を変更する場合（モノクロにする場合を除く。）は、事前にその用途・用法・デザインについて、市によるデザイン等の監修を受けてください。
- ただし、背景に単色の背景を使うことは、背景の追加、姿・色の変更に当たりません。この場合であっても、ももちい等の見易さに配慮してください。
- 背景にグラデーションやボーダー柄など、特殊なデザインが入る場合は、市によるデザインの監修が必要です。事前にご相談ください。

3. キャラクター利用のルール

他のキャラクター・ロゴ・文字との併記

その他のルールについてご説明します。



他のキャラクター、ロゴ、文字等との併記について

【併記について】

- 2以上のキャラクターを併記する場合、それぞれのキャラが別のものであることが分かるようにしてください。
 - ○の具体例…両方の名称を併記する。間に明確な区分を設ける等。
 - ×の具体例…名称とキャラの立ち位置が一致しない。優劣を連想させる。
- 文字・文言との併記する場合は、誰にでも分かり易い字体、文言を利用し、他人に不快感を与えないような口調、内容としてください。
 - ○の具体例…自社製品の客観的説明。特産品の説明等。
 - ×の具体例…他社の製品との優劣を述べる。特定の人・会社や物の応援、批判。
- 危険な物等との併記（背景の追加、姿・色の変更についての項も参照してください。）は、次のことに注意してください。
 - ○の具体例…忍具との併記。商品や、併記するキャラとの親和性が極めて高く、

市が認める場合
 - ×の具体例…キャラクターのイメージを毀損する物との併記